奈良県事務処理の特例に関する条例及び奈良県手数料条例 公布 きする。 \mathcal{O} 一部を改正する条例をこ

平成二十一年三月三十

に

奈良県知事 荒 井

正

吾

奈良県条例第五十三号

(奈良県事務処理の 奈良県事務処理の 特例に関する条例の 特例に関する条例及び奈良県手数料条例 一部改正 \mathcal{O} 部を改正する条例

第 一条 奈良県事務処理の特例に関する条例 (平成十二年三月奈良県条例第三十四号)

の一部を次のように改正する。

五号ハ」 第四項第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」 条の二第二項第十四号ハ」に改め、 「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に改め、 別表第一の を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」 八の項事務の欄3中「第三十一条の二第二項第十五号ハ」 同欄4中 「第三十一条の二第二項第十六号ニ」を 同欄 5 中「第六十二条の三第四項第十 に改め、 同欄6中 に改める。 「第六十二条の三 を「第三十一

(奈良県手数料条例の 部改正)

に改正する。 奈良県手数料条例 (平成十二年三月奈良県条例第三十三号) \mathcal{O} 部を次 \mathcal{O} よう

を「第三十一条の二第二項第十五号二」に、 第二項第十四号 「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。 項第十四号ハ」 別表第一の 八 十七 かに、 に改め、 \mathcal{O} 項中 「第六十二条の三第四項第十五号ハ」 同表の 「第三十 八十八の項中「第三十一条の二第二項第十六号ニ」 一条の二第二項第十五号ハ」 「第六十二条の三第四項第十六号ニ」を を「第六十二条の三第 を 「第三十 一条 *の*

則

この条例は、 平成二十一年四月一 日から施行する。